

水道水源を守るため、市の大部分の森林地域を鉱区禁止地域に ～亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域鉱区禁止地域指定～

三重県亀山市環境・産業部商工業振興室

■はじめに（概要）

平成22年7月、三重県亀山市の西部森林地域及び関宿周辺地域の約11,600ヘクタールが、公害等調整委員会から鉱区禁止地域の指定を受けました。

指定を受けた地域は、亀山市民の水道水源かん養地域となっているなど様々な公益的機能を持つ豊かな森林地域と、国重要伝統的建造物群保存地区に選定されている旧東海道関宿の町並み保存地区及びその周辺地域です。指定理由は、指定地域において鉱物の採掘が行われるならば、水源の確保に支障を生じるおそれがあり、また、土砂流出災害のおそれが増大するため、というものです。

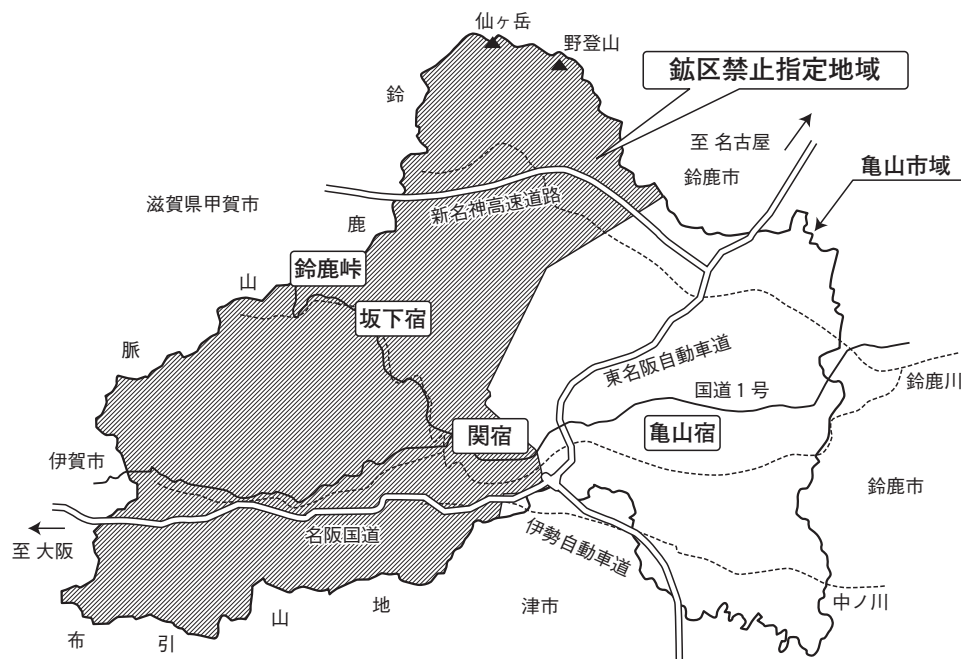
指定範囲は、市全域の半分以上を占める広範囲なもので、市の森林地域の大部分が鉱区禁止地域に指定されたこととなります。

鉱区禁止地域は、これまで全国的に著名な景勝地やダムなどの限られた地域のみが指定の対象ではないかと考えていましたが、本件では、全国どこにでもあるような森林地域において、その公益的機能の重要性により鉱区禁止地域への指定が実現しました。

■豊かな自然・悠久の歴史

光りときめく亀山

亀山市は、人口約5万人。三重県の中北部に位置し、平成17年1月に旧亀山市と旧関町



が新設合併し、現在の亀山市となりました。名古屋から約50km、大阪から約100kmに位置し、関西圏と中部圏の中間点に位置しています。総面積190.91km²の52%を山林が占め、市の西部は、南北に鈴鹿山脈から布引山地へと標高500mから900m前後の山々が連なり、そこから東方面にかけては、標高50mから100m程の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続いています。鈴鹿山脈、布引山地を源流域として、伊勢湾へと流れる鈴鹿川と中ノ川の二つの水系を形成し、市内鈴鹿山系の山々は一部鈴鹿国定公園区域にも含まれ、市内随一の溪谷美の石水溪や日本の棚田百選に選ばれている坂本棚田など、豊かな自然が広がっています。また、歴史資源にも恵まれています。

当地域は、古来より東西交通の要衝として栄えてきました。古代日本三関の一つ「伊勢

鈴鹿関」が置かれ、江戸時代には、東海道53次の宿駅のうち、「亀山宿」、「関宿」、「坂下宿」の3宿が整えられました。

亀山宿は、伊勢亀山藩の城下町としても栄え、坂下宿は、東海道の東の難所箱根と並び称される西の難所「鈴鹿峠」の麓の宿として賑わい、今も坂下宿から鈴鹿峠にかけての旧東海道は「歴史の道百選」に選ばれています。そして、関宿は、往時の東海道宿場町の面影を今に最も色濃く残し、東海道では唯一、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、また、「日本の道百選」にも選ばれており、全国から多くの観光客が訪れています。

そして、亀山市のもう一つの顔が、交通の要衝・産業集積のまちです。

東海道は国道1号として整備され、その後も名阪国道、東名阪自動車道、新名神高速道路の整備などが進み、亀山市はいつの時代も交通の結節点としての役割を担ってきました。

産業としては、農業では茶の生産が盛んで、伊勢茶、亀山茶としてのブランド化を目指しています。また、ローソク産業のまちとしても知られて来ました。道路整備が進んだ昭和40年代始めからは交通の要衝としての利点により企業立地が進み、内陸工業都市として発展を遂げ、特に、近年、液晶産業誘致に成功し、市内先端工場で生産された大型液晶テレビは「亀山モデル」として異例の原産地表示がなされ、市の名前は一躍有名となりました。

■鉱区禁止地域指定への経緯

そんな亀山市で、この度の鉱区禁止地域指定へとつながるきっかけとなった事件が平成16年に起こりました。

当時、市内の野登山という古くから市民に親しまれ、市民の水道水源にもなっている森林において事業者により鉱業権試掘権の出願がなされていることが発覚したのです。



関宿と鈴鹿山系の山々

“かけがえのない市民の共有財産である野登山を守らなければいけない! ”、強い危機感が市民の間に起こり、鈴鹿山系の自然を守るため鉱業権設定の不許可を求める4万人を超える署名が集められました。マスコミ報道もなされ、結果、事業者からの出願が取り下げられることになりました。

しかし、平成19年、今度は市内の別の森林地域で、鉱業権試掘権の出願がなされていることが分かりました。この場所も鈴鹿川水系の最上流地域であり、市民から3万5千を超える鉱業権不許可を求める署名が集められました。市議会による試掘権不許可を求める意見書の議決も行われ、集められた署名を添えて、経済産業省へ不許可を要請しましたが、現行の制度の下では、不許可とすることは難しいとの状況となりました。

そのような折、市民の公益を守るため鉱業権設定を阻止する残された唯一の方法として、「鉱区禁止地域指定制度」があることを知りました。

鉱区禁止地域指定制度は、公害等調整委員会が、各大臣又は都道府県知事の請求に基づき、請求地域において鉱物を採掘することが一般公益又は農業、林業その他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定し、また、同様の手続によりその指定を解除する制度で、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律及び鉱業法により設けられています。

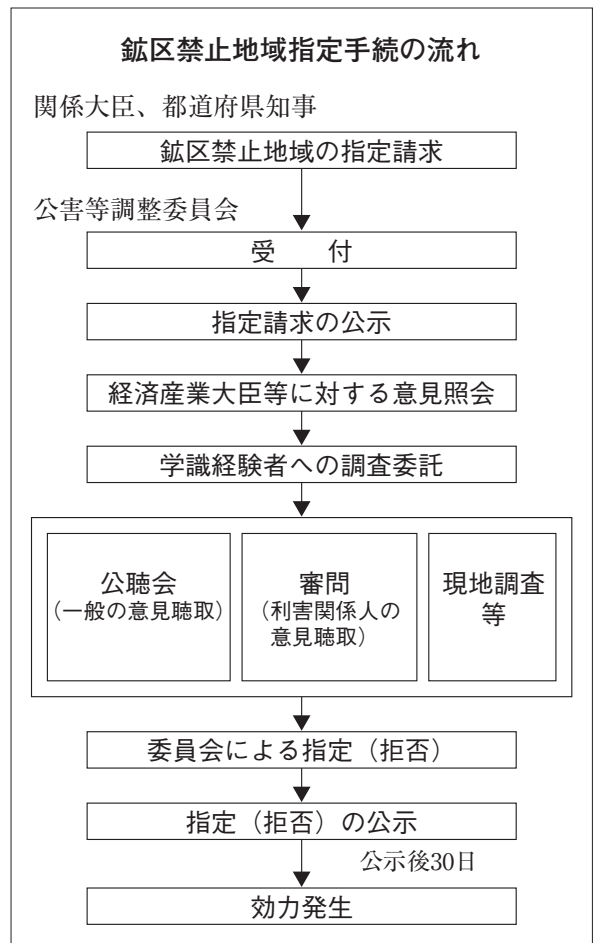
これまで、黒部第四ダム（ダム及び貯水池・水源の保全）、石見銀山遺跡、金閣寺地区（歴史的風土の保存及び風致・景観の保護）、道後温泉（温泉源の保護）、青函トンネル（トンネルの保全）など、全国で242（平成22年3月31日現在）が指定されています。鉱区禁止地域の総面積は、670,808ヘクタールとなっています。

■指定実現へ

鉱業権出願地を含む地域について鉱区禁止地域指定を受けるため、まず、指定に向けた請求手続を取っていただくよう、三重県知事に亀山市から強くお願いしました。そして、指定請求を行う地域の範囲の決定及び請求理由の整理を行った後の平成20年3月、三重県知事から公害等調整委員会へ指定請求が行われました。

請求地域は、市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域の11,560.42ヘクタールとなりました。

この森林地域は、市内を横断する鈴鹿川水系、中ノ川水系の最上流地域で、そのほぼ全



域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、水源のかん養、国土の保全を図る上で重要な地域であり、また、国指定天然記念物などの稀少野生動植物の生息・生育の場が存在し、さらに、鈴鹿国定公園の一部、坂本棚田、鈴鹿峠の峠道など多くの景勝地が含まれている亀山市民にとってかけがえのない地域です。

また、旧東海道宿場町の姿を色濃く残す閑宿の町並み及びその周辺地域は、歴史的、文化的景観を未来に継承すべき日本の宝とも言える地域です。

請求地域において鉱物の採掘が行われるならば、水源の確保に支障を生じ、土砂流出災害の発生のおそれが増大し、貴重な自然、歴史的及び文化的景観が破壊され、また、稀少野生動植物生息・生育の場が失われるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するというものです。

公害等調整委員会において、指定請求が受け付けられた後、同委員会により、学識経験者からの意見聴取、現地調査、公聴会開催など慎重な審査が行われ、そして、ついに平成22年7月9日、請求どおりの地域について鉱区禁止地域に指定する官報公示が行われました。

指定理由の要旨としては次のとおりです。

- ①請求地域は、水源のかん養、土砂流出災害の防止等を図る上で重要な地域である。亀山市の水道水源は、請求地域をかん養源とし、地下水に依存しているが、良質で安定した水源確保に腐心している状況にある。
- ②請求地域の地質は、基盤地質のほとんどが花崗岩類よりなり、特に鈴鹿山脈の東斜面は、著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されているため、斜面崩壊が

起こりやすい。

- ③請求地域には、亜炭、石灰岩、長石、けい石の鉱物が存在している。
- ④指定地域において鉱物の採掘が行われるならば、水源の確保に支障を生じるおそれがあり、また、土砂流出災害発生のおそれが増大する。
- ⑤以上を総合すると、指定地域において鉱物を採掘することは、鉱種のいかんにかかわらず、この地域の公益と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。

■素晴らしい亀山市を未来につなぐ

この度の指定により、亀山市民にとって未来に残すべきかけがえのない自然資源や歴史資源が、今後鉱物採掘により破壊されるおそれはなくなりました。指定請求を行っていた三重県、また、指定決定していただいた公害等調整委員会に感謝申し上げます。

この度の鉱区禁止地域指定は、“亀山市民の水道水源となっているかけがえのない森林地域や貴重な歴史資産を守り、次の世代につなげたい！”そんな亀山市民の強い思いが、指定実現につながりました。森林の持つ公益的機能という“新しい公益”の重要性について認めていただいた画期的な判断であったと感謝しています。

亀山市としては、今後におきましても、これらの地域が持つ公益的機能がより高度に発揮されるよう、さらなる森林環境整備、景観保全などに積極的に取り組み、環境と産業の調和したまちづくりを進めてまいりたいと考えています。